

八尾市妊婦のための応援ギフトのご案内

(国の妊婦のための支援給付事業)

国の制度変更にともない、令和7年4月1日から「もうすぐママ応援ギフト」「すくすく赤ちゃん応援ギフト」(国の出産・子育て応援給付金)が、「妊婦のための応援ギフト」(国の妊婦のための支援給付)に変わります。また妊婦等包括相談支援事業を一体的に実施し、妊娠期から出産・子育てまでを総合的に支援します。

★ 事業の内容 ★

①妊娠の届出
(母子健康手帳の交付)

医師または助産師の診察を受け、胎児心拍が確認されたら妊娠の届出をしてください。

詳しくはこちら



- ▶異所性妊娠(子宮外妊娠)は対象外です。
- ▶妊娠届出時以降に八尾市こども健康課母子保健係で助産師・保健師等による面談を実施し、出産までの見通しを一緒に立てます。出産時・産後の支援・手続きを一緒に確認します。

②妊婦のための応援ギフト
その1 (妊婦給付認定申請)

上記面談後に妊婦ご本人が申請をしてください。

申請期限：できる限り妊娠期間中に申請してください
支給額：妊婦1人につき5万円

- ▶期限までに申請できない場合は、こども健康課へご相談ください。
- ▶もうすぐママ応援ギフトとの重複申請はできません。

③妊娠8か月アンケート
および希望者は面談

妊娠8か月頃に状況をお伺いするアンケートを送付しますので、電子システムにてアンケートの回答にご協力をお願いします。

- ▶面談希望者には保健師または助産師が、出産・子育てに向けての準備や産後の過ごし方など、安心して赤ちゃんを迎えるため面談を行います。

④乳児家庭全戸訪問
(新生児・未熟児訪問、
こんにちは赤ちゃん訪問)

出生届出後、助産師や保健師等が家庭訪問などで、育児の相談をお受けします。

新生児訪問は
こちら



未熟児・
低体重児訪問は
こちら



こんにちは赤ちゃん訪問は
こちら



⑤妊婦のための応援ギフト
その2 (胎児の数の届出書)

③の面談を受けた妊婦または④の訪問を受けた産婦が申請できます。

申請期限：できる限り生後4か月までに申請してください。
支給額：こども(胎児)1人につき5万円

- ▶期限までに申請できない場合は、こども健康課へご相談ください。
- ▶すくすく赤ちゃん応援ギフトとの重複申請はできません。

※胎児心拍を確認したのち、令和7年4月1日以降に流産・死産・中絶をされた妊婦も対象となります。
詳しくはこども健康課へご相談ください。

<お問い合わせ> 八尾市こども健康課母子保健係
〒581-0833 八尾市旭ヶ丘5-85-16 八尾市保健センター内
TEL: 072-993-7500 FAX: 072-924-6005
E-Mail: kodomokenko@city.yao.osaka.jp



令和7年4月1日

★よくあるご質問に対するお答え★



Q 妊娠判定薬で陽性反応が出たのですが、「妊婦のための応援ギフトその1」を受け取れますか

A 妊婦のための応援ギフトその1（妊婦給付申請認定）を受け取るには産科医療機関等を受診し、医師または助産師により、妊娠の確認（胎児心拍の確認）されたことが要件となりますので、まずは産科医療機関等を受診してください。

Q 多胎を妊娠した場合、受け取れる金額はいくらですか

A

- ・妊婦のための応援ギフトその1：
多胎妊娠の場合でも5万円の支給となります。
- ・妊婦のための応援ギフトその2：
胎児の数（生まれた子どもの人数）×5万円を支給しますので、双子の場合は10万円を支給します。

Q 妊婦のための応援ギフトを受け取る際に所得制限はありますか

A 所得制限はありません。

Q 流産・死産・中絶した場合、妊婦のための応援ギフトは受け取れますか

A 妊婦のための応援ギフトは、医療機関での心拍確認後、令和7年4月1日以降に流産・死産・中絶をされた場合でも、応援ギフトの給付対象となられた方は受け取ることができます。

①妊娠届出前に流産・死産・中絶をされた場合、妊娠届出前であっても産科医療機関等を受診し、医師または助産師等による妊娠の確認（胎児心拍の確認）がされれば、「妊婦のための応援ギフトその1」と「妊婦のための応援ギフトその2」を同時に受け取ることができます。

その場合は、医師の診断書が必要となります。

その際、受け取れる額は

5万円＋胎児の数（生まれた子どもの人数）×5万円となります。

②妊娠届出後に妊娠面談をおこない、応援ギフトその1またはもうすぐママ応援ギフトを支給された後に流産・死産・中絶をされた場合は、「妊婦のための応援ギフトその2」を受け取ることができます。

その際、受け取れる額は

胎児の数（生まれた子どもの人数）×5万円となります。

医師の診断書は不要です。

①②に該当する妊婦の方は、こども健康課母子保健係にご連絡ください。



<お問い合わせ> 八尾市こども健康課母子保健係
〒581-0833 八尾市旭ヶ丘5-85-16 八尾市保健センター内
TEL：072-993-7500 FAX：072-924-6005
E-Mail：kodomokenko@city.yao.osaka.jp